

令和 5 年度財政援助団体等監査（政務活動費）結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和 5 年 9 月 5 日 (火)	板橋区議会自由民主党議員団
	板橋区議会公明党
	日本共産党板橋区議会議員団
	長瀬 達也
	五十嵐 やす子
	中妻 じょうた
	高沢 一基
	おばた 健太郎
	井上 温子
	しいな ひろみ
	渡辺 よしてる
	南雲 由子
	こんどう 秀人
	高山 しんご
令和 5 年 9 月 6 日 (水)	区議会事務局

2 監査委員合議年月日

令和 5 年 10 月 30 日 (月)

3 監査委員の除斥

政務活動費の監査については、議員選出委員は、地方自治法第 199 条の 2 の 規定に基づき関与していない。

4 実施場所

監査委員室

5 監査の範囲

令和 4 年 4 月から令和 5 年 4 月までに区から交付された政務活動費（補助金）の出納その他の事務

6 監査の着眼点

補助金交付 団体等	(1) 所管課 ① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。 ② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。 (2) 団体 ① 交付目的に適合した事業を実施しているか。 ② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。 ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備保存は適正か。 ④ 団体における会計経理は適正か、係数に誤りはないか。
--------------	---

7 監査の結果

東京都板橋区政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則に基づき、また、「政務活動費の手引き（令和4年4月及び令和5年4月板橋区議会発行）」を参考に、令和4年4月から令和5年4月までに交付された政務活動費について、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認の上、監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。